

入会金及び会費に関する規程改正

現行規程の一部を次のとおり改めたいと存じます。

変更の内容は、次のとおりであります。(下線_____は変更部分であります)

現 行	変更案
【定款より】 第3章 会員 (経費の負担) 第7条 会員は、総会（法人法上の社員総会という。以下同じ。）の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。 【規程より】 (目 的) 第1条 本細則は、公益社団法人市川青色申告会定款第7条の入会金及び会費の額を定める。 (入会金) (条文省略) (会費の額) 第3条 会費の額は、次の各号に定めるところによる。 1 正会員の会費は、<u>15,000円</u> (年間)	【定款より】 第3章 会員 (経費の負担) 第7条 (現行どおり) 【規程より】 (目 的) 第1条 (現行どおり) (入会金) (現行どおり) (会費の額) 第3条 会費の額は、次の各号に定めるところによる。 1 正会員の会費は、<u>20,000円</u> (年間)